

## (4) 特別児童扶養手当(国の制度)

<県により判定がおこなわれます>

対象者	20歳未満の障がい児(身体または精神に政令で定める程度の障がいのある児童)を監護している父母または養育者	
	1級(重度)	①身体障害者手帳1・2級程度 ②療育手帳Aの知的障がい児 ③精神障がい、内部障がい等があり、上記①・②と同程度
	2級(中度)	①身体障害者手帳3級及び4級程度の一部 ②療育手帳B1及びB2程度の一部 ③精神障がい、内部障がい等があり、上記①・②と同程度
受給資格の目安	<p>※「1級(重度)」、「2級(中度)」は、手帳の等級とは異なります。また、上記①～③は、あくまで目安を示したものです。</p> <p>法に定める認定基準の詳細につきましては、大分県のホームページに掲載していますので、参考にしてください。</p> <p>※手帳の交付を受けていない方で、障がいの程度が法に定める認定基準に該当する場合、手当が支給されることがあります。</p> <p>※慢性疾患等(急性白血病、悪性リンパ腫、再生不良性貧血等)で傷病が治らず、安静を必要とする状態である場合、手当が支給されることがあります。(障がいの程度が法に定める認定基準に該当する必要があります。)</p>	
支給できない場合	<p>以下に該当する場合は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児が児童福祉施設等(保育所、通園施設、母子入所等を除く)に入所したとき。</li> <li>・障がい児が障がいを理由とする公的年金を受けるようになったとき。</li> <li>・父母または養育者が大分市内にいないとき。(居住地での申請になります。)</li> <li>・対象者(父母または養育者)本人、配偶者、扶養義務者の所得が所得制限限度額を超えているとき。</li> <li>・障がいの程度が認定基準に定める程度に該当しないと判定されたとき。</li> </ul>	
手当額	<p>月額 1級(重度) 52,400円(令和4年4月1日現在)</p> <p>2級(中度) 34,900円( " )</p> <p>※手当額は国の基準により、各年度で改正があります。</p>	
支給月	4月・8月・11月※各月11日(その日が土・日・祝日である場合、直前の平日に支給)	
手続きに必要な書類等	<p>(1) 戸籍謄本 * 交付後1か月以内のもの</p> <p>(2) 診断書(所定の様式) * 発行後2か月以内のもの ※療育手帳をお持ちの方は省略できる場合があります。</p> <p>(3) 身体障害者手帳または療育手帳(所持している方のみ)</p> <p>(4) 対象者(父母または療育者)名義の預金通帳の写し</p> <p>(5) 個人番号(マイナンバー)の提示が必要《詳細は最終ページをご参照ください》</p> <p>(6) 住民票(世帯全員) * 本籍、続柄の記載があり、交付後1か月以内のもの ※住民票に記載がある方全員の個人番号(マイナンバー)の提示があれば、省略できる場合があります。</p>	
受付場所	市役所障害福祉課、各支所、東部・西部保健福祉センター、各連絡所(今市除く)	

## 【特別障害者手当・障害児福祉手当の所得制限限度額表】

(円)

扶養親族等の数	本人(対象者(児))		配偶者及び扶養義務者	
	収入額(目安)	所得額	収入額(目安)	所得額
0人	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
1人	5,656,000	3,984,000	8,586,000	6,536,000
2人	6,132,000	4,364,000	8,799,000	6,749,000
3人	6,604,000	4,744,000	9,012,000	6,962,000
4人	7,027,000	5,124,000	9,225,000	7,175,000
5人	7,449,000	5,504,000	9,438,000	7,388,000

## 【特別児童扶養手当の所得制限限度額表】

(円)

扶養親族等の数	本人(父母または養育者)		配偶者及び扶養義務者	
	収入額(目安)	所得額	収入額(目安)	所得額
0人	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
1人	6,862,000	4,976,000	8,586,000	6,536,000
2人	7,284,000	5,356,000	8,799,000	6,749,000
3人	7,707,000	5,736,000	9,012,000	6,962,000
4人	8,129,000	6,116,000	9,225,000	7,175,000
5人	8,546,000	6,496,000	9,438,000	7,388,000

※6人目以降は、1人につき本人の場合38万円、配偶者及び扶養義務者の場合21万3千円を上記所得額に加算。

※扶養親族等が所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは本人の場合10万円、配偶者及び扶養義務者の場合(扶養親族等が1人の場合を除く)6万円、特定扶養親族等であるときは本人の場合のみ25万円を上記所得額に加算。

※判定所得額は、所得から控除を差し引いた額になります。

- ・所得…総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、長期・短期譲渡所得の金額(特別控除後)、先物取引に係る雑所得等の金額 など
- ・控除…社会保険料相当額(手当の種類や本人、配偶者等によって異なる)、雑損控除額、医療費控除額、配偶者特別控除額、障害者控除額、ひとり親控除額 など